

北海道博物館告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年7月25日

北海道博物館長 荒川 裕生

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和7年7月25日に一般競争入札の公示を行う「北海道立総合博物館に係る展示解説文多言語化及び音声化業務」

（2）資格

「北海道立総合博物館に係る展示解説文多言語化及び音声化業務」に関する資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

北海道博物館、北海道開拓の村、野幌森林公園自然ふれあい交流館および野幌森林公園の魅力についてインバウンド向けに紹介する英語解説文を多言語化し、一部を音声ガイド用に音声化

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （5）暴力団関係事業者等でないこと。
- （6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (8) 北海道内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (9) 国、都道府県又は都道府県観光協会、観光事業者等との連携により本件と同規模の対象言語（英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語、ロシア語のいずれか）の解説文等の作成の業務及び本件と同様にネイティブのライターがその中心を担う内容で実施した実績が過去10年間に於いて3回以上あること。
- (10) ライティングに際し品質管理担当者が監督し、品質管理を含む体制が整備されていること。
また、日本語資料の閲読にあっても、適切なサポート体制が整備されていること。
- (11) ネイティブライターにあっては、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語、ロシア語を第一言語とする地域出身者又はそれに準じた言語能力を有する者で、日本文化に異文化として接していること。
- (12) ネイティブライターにあっては、外国人向けに本件対象言語（英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語、ロシア語のいずれか）での執筆の経験があり、特に北海道の自然・歴史・文化に関する情報発信及び日本の観光地等を海外にむけてウェブサイト等の翻訳を行った経験がそれぞれ1回以上あること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(9)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和7年7月25日から令和7年8月5日まで（7月28日（月）、8月

4日（月）の休館日は除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分までの間にしなければならない。

郵送による申請の提出にあつては、最終日（8月5日）の上記時間内に到達していること。

（2）申請書類の入手方法

ア 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

イ 北海道博物館のホームページ（<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>）でダウンロードすることができる。

（3）申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

（1）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの。

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（2）再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

（1）名称 北海道博物館総務部総務課

（2）所在地 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

（3）電話番号 011-898-0456